

【第2号議案】

全国イノベーション推進機関ネットワークの解散について（案）

規約第9条第3項6号に基づき、
全国イノベーション推進機関ネットワークを解散する。

＜参考＞全国イノベーション推進機関ネットワーク 規約

（総会）

第9条

総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議及び決定する。

一 最高顧問、会長及び会長代行の承認

二 運営委員長、運営委員及び監事の選任

三 入会の承認

四 規約の改廃

五 事業計画、予算、事業報告、決算の承認

六 イノベーションネットの解散に関する事項

七 その他、イノベーションネットの運営に関する重要事項